

雇児総発 0331 第 5 号
社援保発 0331 第 9 号
障企発 0331 第 2 号
障障発 0331 第 2 号
老推発 0331 第 1 号
老高発 0331 第 1 号
老振発 0331 第 2 号
老老発 0331 第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長

厚生労働省老健局高齢者支援課長

厚生労働省老健局振興課長

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設等の職員が行う地域活動の推進について

昨今、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性の高まりといった課題が顕在化しており、さらに、様々な課題を抱えているが、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このような課題に対応するためには、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なる

すべての人々の生活の本拠である「地域」を基盤とした人と人とのつながりを育むことが重要です。そして、福祉事業者は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組んでいただくことが求められます。

社会福祉施設等の職員におかれましては、これまでも、積極的に地域活動に取り組んでいただいているところですが、各基準省令上、専らその職務に従事しなければならない旨の規定が設けられている場合があり、職員が地域活動を行うことができる場合について明確にされていなかったところです。

この点、本年2月7日に公表した「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）では、「福祉事業者が積極的に地域活動に貢献できるよう、今年度中に、福祉事業の実施に係る職員の基準について、一定の要件の下で、職員が地域づくり事業・活動へ従事可能であることを明確化するなどの見直しを行う」と明記しており、これを踏まえ、社会福祉施設等の職員が地域活動を行う場合の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、社会福祉施設等におけるこれまでの地域活動を後退させることなく、更なる地域活動の推進が図られるよう、本通知の趣旨・内容等を御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

各社会福祉施設等の職員が取り組む地域活動のうち、当該社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもって行われるものは、利用者の自立等に資するものであり、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスの一環として行うことが可能です。この場合、地域活動を行っている時間については、当該福祉サービスの提供に従事する時間として取り扱うことになります。

一方、各社会福祉施設等の利用者を参加させる目的をもたない地域活動は、当該社会福祉施設等がその利用者に提供している福祉サービスとは別に行われるものであり、この場合については、社会福祉施設等の職員は、当該福祉サービスの提供業務に従事すべき時間帯と当該地域活動に従事する時間帯とを明確に区別すれば、当該地域活動を行うことができます。